

議案第 4 号 北海道国民健康保険運営協議会条例案

北海道国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。次条第1号及び第2号において「改正法」という。）附則第9条の規定に基づき、知事の附属機関として、北海道国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 改正法附則第7条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。
- (2) 改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4人
 - (3) 公益を代表する委員 4人
 - (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 3人
- 2 委員は、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の廃止)

2 この条例は、平成30年3月31日までに廃止するものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法第123条第1項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）」とする。

説 明

国民健康保険法の改正に鑑み、平成30年度以降における国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するよう北海道国民健康保険運営協議会を設置するこ

ととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 北海道税条例等の一部を改正する条例案

北海道税条例等の一部を改正する条例

(北海道税条例の一部改正)

第1条 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に、「第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項」を「第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項」に改める。

第36条の3第1項中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に、「第68条の107の2第10項」を「第68条の107の2第13項」に改める。

第42条の2第1項中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に、「第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項」を「第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項」に改める。

第42条の3第1項中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に、「第68条の107の2第10項」を「第68条の107の2第13項」に改める。

第43条中「法第72条の46第5項又は法第72条の47第4項」を「第72条の46第6項又は第72条の47第5項」に改める。

第45条の2の11中「法第74条の23第5項又は法第74条の24第4項」を「第74条の23第6項又は第74条の24第5項」に改める。

第46条の10中「法第90条第5項又は法第91条第4項」を「第90条第6項又は第91条第5項」に改める。

第59条第1項第3号中「並びに第63条第1項」を「並びに第67条の4第1項」に、「及び第63条第1項」を「及び第67条の4第1項第3号」に、「(第63条第1項)」を「(第67条の4第1項第3号)」に改め、同項第5号中「第63条第1項」を「第67条の4第1項第5号」に改め、同項第7号中「第63条第1項」を「第67条の4第1項第7号」に改め、同条第3項中「次に」を「第53条に規定する期限の翌日から起算して2月を経過する日までに、次に」に改め、「第53条の規定により当該自動車の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

第60条中「法第132条第5項又は法第133条第4項」を「第132条第6項又は

第133条第5項」に改める。

第61条の21中「法第144条の47第5項又は法第144条の48第4項」を「第144条の47第6項又は第144条の48第5項」に、「に納入」を「に納入し、」に改める。

第63条第1項中「次の各号のいずれかに該当する自動車」を「商品として所有している自動車（道路運送車両法第4条の登録を受けていないものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第1項第3号から第10号までの自動車につき同項の規定の適用を受けようとする者又は」及び後段を削り、同項第1号中「住所及び氏名」を「所在地及び名称」に改め、同項第2号中「及び登録番号」を「、車名及び型式」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自動車の登録年月日及び登録番号

第63条第4項を削る。

第64条第3項中「うち、」の次に「学校等（」を加え、「の設置者」を「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者」に、「その学校」を「その学校等」に、「又は幼児の通学」を「若しくは幼児の通学又は園児の通園」に、「同項」を「第1項」に改める。

第65条の2の次に次の1条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第65条の3 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請及び次条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項、第3項及び第5項の規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令第9条に規定する方法により徴収することができる。

第67条の3の次に次の1条を加える。

第67条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を減免する。この場合において、自動車税の賦課期日後に当該各号のい

いずれかに該当することとなった自動車に対しては、当該各号のいずれかに該当することとなった日の属する月の翌月以後の期間に係る自動車税を減免する。

- (1) 消防専用自動車、救急専用自動車又はレントゲン専用自動車
- (2) 私立学校が所有する自動車のうち、専ら学生又は生徒の教育練習の用に供する自動車
- (3) 身体障害者が所有する自動車若しくは生計を一にする者が身体障害者のために所有する自動車で、身体障害者が専ら運転するもの若しくは生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のみで構成される世帯の介護者が専ら身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者のために運転するもので、知事の認めるもの
- (4) 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターその他これに類する施設で規則で定めるものにおいて、専ら入所者の通園の用に供する自動車
で知事の認めるもの
- (5) 公的医療機関の開設者その他これに類する者で規則で定めるものが所有する救急自動車又は巡回診療若しくは保健指導の用に供する自動車
で知事の認めるもの
- (6) 専ら交通安全の指導、防犯思想の普及又は青少年の補導の用に供する自動車
で知事の認めるもの
- (7) 届出自動車教習所の設置者等が所有する自動車のうち、専ら教習を受ける者の教習の用に供するもので知事の認めるもの（第2号に該当するものを除く。）
- (8) 専ら心身に障害を有し、入浴が困難な者の入浴の用に供する自動車
で知事の認めるもの
- (9) 構造上専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車
で知事の認めるもの

2 前項の規定による減免（以下この条において「減免」という。）を受けようとする者は、減免を受けようとする年度の納期限（定期に課する自動車税に係るものに限る。）又は減免を受けようとする自動車が同項各号のいずれ

かに該当することとなった日の翌日から起算して2月を経過する日のうちいずれか遅い日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、同項第3号の自動車について減免を受けようとする者は、規則で定める書面及び運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は名称
- (2) 自動車の種別、用途、車名及び型式
- (3) 自動車の登録年月日及び登録番号
- (4) 減免を受けようとする理由
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請書の提出を行う場合（規則で定める方法による場合に限る。）については、同項後段の規定は、適用しない。

4 減免を受けた者は、当該減免を受けた自動車について第2項第4号に掲げる事項に異動があった場合には、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

5 前年度に引き続き減免を受けようとする自動車については、当該減免を受けようとする年度の自動車税の賦課期日において第2項各号に掲げる事項に異動がないと知事が認めるときは、当該年度の自動車税の納期限までに当該自動車に係る同項の規定による申請書の提出（当該自動車が第1項第3号に該当する場合にあっては、当該提出並びに第2項後段の規則で定める書面及び運転免許証の提示）がされたものとみなして、第1項の規定を適用する。

附則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

附則第5条の7中「附則第4条の5第1項」を「附則第4条の6第1項」に改める。

附則第8条の2の3第2項第2号ウ中「で定める」を「附則第4条の5第7項に規定する」に改め、同号エ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第8項」に改め、同号エ(ア)中「附則第4条の4第15項」を「附則第4条の4第17項」に改め、同号オ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第9

項」に改め、同条第3項第1号ア中「附則第4条の5第9項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第10項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第11項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号エ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号ウ中「で定める」を「附則第4条の5第16項に規定する」に改め、同号エ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第17項」に改め、同号オ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同条第4項第1号ア中「附則第4条の5第17項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第18項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号ウ中「附則第4条の5第19項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同項第2号ア中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号イ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第23項」に改め、同号ウ中「で定める」を「附則第4条の5第24項に規定する」に改め、同号エ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第25項」に改め、同号オ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第26項」に改め、同条第5項中「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第27項」に改める。

附則第8条の4第3項第2号中「同条第8項」を「同条第2項」に改め、同項第4号中「同条第9項」を「同条第6項」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同条第4項中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第8項」に改める。

(北海道循環資源利用促進税条例の一部改正)

第2条 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）の一部を次のように改正する。

第14条中「法第733条の18第6項又は法第733条の19第4項」を「第733条の18第7項又は第733条の19第5項」に改める。

(北海道核燃料税条例の一部改正)

第3条 北海道核燃料税条例（平成25年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第278条第5項」を「第278条第6項」に、「第279条第4項」を「第279条第5項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中北海道税条例第64条第3項の改正規定並びに同条例附則第8条の2の3及び第8条の4の改正規定並びに次項及び附則第7項の規定 公布の日

(2) 第1条中北海道税条例第43条、第45条の2の11、第46条の10、第60条及び第61条の21の改正規定並びに第2条及び第3条の規定 平成29年1月1日

(3) 第1条中北海道税条例附則第5条の4第1項第2号ウ及び第5条の7の改正規定 平成30年1月1日

2 第1条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第64条第3項の規定及び附則第7項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第59条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道税条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第63条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定の適用を受けている自動車については、施行日に当該自動車に係る新条例第67条の4第2項の規定による申請書の提出（当該自動車が旧条例第63条第1項第4号に該当している場合にあつては、当該提出並びに新条例第67条の4第2項後段の規則で定める書面及び運転免許証の提示）がされたものとみなして、同条第1項の規定を適用する。

6 施行日以後に附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条

例第63条第1項（第1号に係る部分を除く。）の規定の適用を受けた自動車については、施行日に当該自動車に係る新条例第67条の4第2項の規定による申請書の提出（当該自動車が旧条例第63条第1項第4号に該当する場合にあっては、当該提出並びに新条例第67条の4第2項後段の規則で定める書面及び運転免許証の提示）がされたものとみなして、同条第1項及び第5項の規定を適用する。

- 7 新条例第64条第3項に規定する学校等には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を含むものとする。

説 明

地方税法の改正により道税における車体課税が一税目化されること等に鑑み、自動車取得税及び自動車税の軽減措置の制度の統一等を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第27条中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地域再生法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道核燃料税条例の一部を改正する条例案

北海道核燃料税条例の一部を改正する条例

北海道核燃料税条例（平成25年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「発電事業」の次に「（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下この条並びに附則第2項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第3項第2号中「第2条第1項第16号」を「第2条第1項第18号」に、「第9条第1項」を「第27条の27第3項」に、「電気事業（同法第2条第1項第9号に規定する電気事業をいう。以下この項において同じ。）」を「発電事業」に、「電気事業の」を「発電事業の」に改め、同項第3号中「電気事業」を「発電事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

電気事業法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例案

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4
号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「寿都町」を「島牧村 寿都町 黒松内町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては島牧村長又は黒松内町長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、旅券法に基づく事務の一部を町村が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第5条の4第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「36万5,000円と4円88銭」を「37万5,500円と5円2銭」に改める。

第8条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「55万7,115円」を「57万3,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

説 明

公職選挙法施行令の改正に鑑み、北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第22条の2 次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあっては、特定移入動物に係る部分を除く。）は、札幌市の区域については、適用しない。

(1) 第2章第2節

(2) 第16条（第4項を除く。）、第17条、第21条及び第5章（第27条を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した北海道動物の愛護及び管理に関する条例第11条及び第12条の規定による義務並びに施行日前にした行為に対する同条例第16条の規定による措置命令等並びに同条例第17条の規定による報告徴収及び立入調査等については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説 明

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の制定に鑑み、札幌市の区域について、人に危害を加えるおそれのある特定動物の飼養等の規定の適用除外の措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表178の項中「第10条第2号イ」を「第10条第1号」に、「同号ロ(1)」を「同条第2号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

登録免許税法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号 北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年
北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人
労働者健康安全機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

医療法施行規則の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しよ
うとするものである。

議案第 13 号 北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例案

北海道民生委員定数条例の一部を改正する条例

北海道民生委員定数条例（平成26年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小樽市の項中「346人」を「347人」に改め、同表帯広市の項中「328人」を「332人」に改め、同表苫小牧市の項中「358人」を「359人」に改め、同表稚内市の項中「121人」を「123人」に改め、同表美瑛市の項中「88人」を「87人」に改め、同表千歳市の項中「216人」を「217人」に改め、同表砂川市の項中「56人」を「57人」に改め、同表歌志内市の項中「23人」を「22人」に改め、同表当別町の項中「51人」を「52人」に改め、同表木古内町の項中「23人」を「22人」に改め、同表中富良野町の項中「21人」を「22人」に改め、同表中川町の項中「12人」を「11人」に改め、同表羽幌町の項中「34人」を「33人」に改め、同表むかわ町の項中「41人」を「40人」に改め、同表幕別町の項中「64人」を「65人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

説 明

市町村における世帯数の増減等の地域の実情に鑑み、民生委員の定数を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 14 号 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（職員の配置等の基準に関し必要な事項）

第6条の2 前3条に定めるもののほか、これらの規定による基準の特例その他の認定こども園の職員の配置及び資格並びに施設設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

国が定める認定こども園の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員の配置等の基準に係る特例を定めるための措置を講ずることとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 15 号 国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例案

国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例

(国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第 1 条 国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和30年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項本文中「すべて」を「全て」に、「年 5 パーセント」を「政令第53条第 2 項本文の農林水産大臣の定める率」に改め、同項第 1 号中「すべて」を「全て」に改める。

(国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例（平成元年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則第 5 項及び第 6 項において」を「以下」に改め、附則第 4 項中「含む」の次に「。附則第 8 項及び第10項において同じ」を加え、附則第 8 項中「(据置期間を含む。)」を削り、附則に次の 1 項を加える。

10 附則第 6 項の規定により従前の例によるものとされる平成元年経過措置対象事業に係る負担金（当該平成元年経過措置対象事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者から元利均等年賦支払の方法により徴収するものに限る。）であって、支払期間の始期が平成28年 4 月 1 日以後であるものの利率については、同項の規定にかかわらず、改正政令第 3 条第 6 項の規定により農林水産大臣が定める率を超えない範囲内において知事が定めるものとする。

(国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例（平成 6 年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 附則第 2 項の規定により従前の例によるものとされる国営土地改良事業に係る負担金（当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法

第3条に規定する資格を有する者から元利均等年賦支払の方法により徴収するものに限る。) であって、支払期間(据置期間を含む。)の始期が平成28年度以後であるものの利率については、同項の規定にかかわらず、土地改良法施行令第53条第2項本文の農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において知事が定めるものとする。

(旧国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第4条 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(平成20年北海道条例第85号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項本文中「すべて」を「全て」に、「年5パーセント、同条第3項各号」を「土地改良法施行令第53条第2項本文の農林水産大臣の定める率、第2条第3項各号」に改め、同項第1号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例、国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(平成元年北海道条例第67号)、国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例及び国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(平成20年北海道条例第85号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の国営土地改良事業負担金等徴収条例の規定は、支払期間(据置期間を含む。)の始期が平成28年度以後である負担金の利率について適用し、当該始期が同年度前である負担金の利率については、なお従前の例による。

説 明

土地改良法施行令等の改正に伴い、国営土地改良事業の受益者負担金に係る償還利率の上限を改定することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 16 号 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第61条の3中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に改め、「調理室等」の次に「に係る部分」を加える。

第61条の4中「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 17 号 北海道立産業共進会場条例を廃止する条例案

北海道立産業共進会場条例を廃止する条例

北海道立産業共進会場条例（昭和47年北海道条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

道立産業共進会場を廃止することとするため、この条例を制定しようとするものである。